

＜総合事業サービス 加算・減算届出 添付書類一覧＞

・「介護予防・日常生活支援総合事業費に係る体制等に関する届出書」及び「介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表」とあわせて以下の添付書類を提出してください。
 ・一覧表に記載されている添付書類以外にも、書類の提出を求めています。

※届出日と算定開始日

- ①毎月15日まで⇒算定開始日：翌月1日
- ②毎月16日以降⇒算定開始日：翌々月1日

サービス	加算・体制等	添付書類	留意事項
介護予防 訪問介護相当 サービス	高齢者虐待防止措置実施の有無	不要	届出がない場合は「減算型」とみなす
	同一建物減算	・同一敷地内建物等に居住する者への提供 ・同一敷地内建物等に居住する者への提供割合90%以上 →訪問介護、訪問型サービスにおける同一建物減算に係る計算書(別紙10) ・同一敷地内建物等に居住する者への提供(利用者50人以上) →添付書類なし	
	特別地域加算	不要	
	口腔連携強化加算	口腔連携強化加算に関する届出書(別紙11)	
	介護職員等処遇改善加算	※市ホームページをご参照ください。	
介護予防 通所介護相当 サービス (A6・A7)	職員の欠員による減算の状況	不要	
	高齢者虐待防止措置実施の有無	不要	届出がない場合は「減算型」とみなす
	業務継続計画策定の有無	不要	届出がない場合は「減算型」とみなす
	若年性認知症利用者受入加算	不要	
	生活機能向上グループ活動加算	不要	
	栄養アセスメント 栄養改善体制	勤務形態一覧表(加算算定開始予定月のもの) 資格を証する書類(写)	
	口腔機能向上体制	勤務形態一覧表(加算算定開始予定月のもの) 資格を証する書類(写)	
	一体的サービス提供加算	不要	
	サービス提供体制強化加算	・サービス提供体制強化加算に関する届出書(別紙14-7) ・前年度2月の勤務形態一覧表(前年度実績が6箇月未満の場合は、前3箇月の勤務形態一覧表) ・算定表 ・経歴書(勤続年数の要件の場合) ・介護福祉士の資格者証(写)	
	生活機能向上連携加算	・指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設と(連携する旨の)契約書(写) ※ただし、同一法人等で契約を結ばない場合は、連携することが分かる覚書等で可	
	科学的介護推進体制加算	不要	
介護職員等処遇改善加算	※市ホームページをご参照ください。		